

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第30回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成30年7月25日（水）午後1時55分～午後3時40分	
開催場所	小金井市役所本庁舎第一会議室	
出席者	委員	出席委員 5人 委員長 中村 孝文 委員 副委員長 菅原 温子 委員 委員 伊藤 茂男 委員 唐澤 寛 委員 曾根 隆寛 委員 欠席委員 0人
	担当課	生涯学習部長 藤本 裕 生涯学習課長 関 次郎 生涯学習課生涯学習係長 小堀 久美子
	事務局	企画政策課長 梅原 啓太郎 企画政策課企画政策係長 古賀 誠 企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子 企画政策課企画政策係主事 齋藤 彬子
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長の互選について 3 副委員長の互選について 4 会議録作成について 5 市営自転車駐車場の開設及び廃止状況について 6 平成30年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について 7 閉会 	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第30回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成30年7月25日(水) 午後1時55分～午後3時40分

場 所 第一会議室

出席委員 5人

委員長 中村孝文 委員

副委員長 菅原温子 委員

伊藤茂男 委員 唐澤 寛 委員

曾根隆寛 委員

欠席委員 0人

担当課職員

生涯学習部長 藤本 裕

生涯学習課長 関 次郎

生涯学習課生涯学習係長 小堀 久美子

事務局職員

企画政策課長 梅原 啓太郎

企画政策課企画政策係長 古賀 誠

企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子

企画政策課企画政策係主事 齋藤 彬子

(午後1時55分開会)

◎梅原企画政策課長 それでは、少し時間には早いのですが、皆さん、おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから第30回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

委員長の互選まで、司会進行を務めます企画政策課長の梅原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料を確認させていただきます。

本日、机の上にお配りしております次第、それから資料3「市営自転車駐車場の開設及び廃止状況について」のほか、事前に送付いたしました資料1「小金井市における指定管理者制度」と、資料2といたしまして「小金井市立清里山荘の指定管理者の公募に関する資料一式」でございます。

なお、本日、差し替え分をもう1枚、机の上に配らせていただいています。こちらにつきましては、資料2の清里山荘の指定管理者公募に関する資料一式のつづりの見出しの上から4つ目の添付資料というのがございます。こちらの添付資料の1枚目について、申し訳ございませんが、差し替えのほうをお願いいたします。

資料のほう、過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日は任期初めての会議でございますので、最初にお一人ずつ、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思っております。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、よろしくをお願いいたします。

(各委員自己紹介)

◎梅原企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局を担当いたします企画政策課の職員を紹介いたします。

企画政策係長の古賀でございます。

◎古賀企画政策係長 古賀と申します。よろしくをお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 主任の金原でございます。

◎金原企画政策係主任 金原です。よろしくをお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 主事の齋藤でございます。

◎齋藤企画政策係主事 齋藤と申します。よろしくをお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 事務局は以上となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、指定管理者制度の趣旨及び本委員会につきまして、簡単に説明させていただきます。資料1をご覧ください。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を目的とした制度でございます。指定管理者制度の実施には、本委員会の答申を経て、市議会で指定管理者の指定について議決される必要がございます。現在、本市では、資料にございます8つの施設について、指定管理者制度を用いて管理をしております。

次に、本委員会についてでございますが、指定管理者の候補の選定について、市長等の諮問に応じて調査及び審議をしていただく、市の附属機関となります。

2ページ目の委員会の流れをご覧ください。

本委員会で皆様に審議していただく内容といたしましては、公募の場合と非公募の場合の2種類がありまして、まず公募の場合は、1回目に指定管理者の募集要項と選定基準についての審議。2回目に1次審査として書類審査。3回目に2次審査としてプレゼンテーション等を実施し、候補者の選定となります。

非公募の場合は、非公募の理由の説明及び候補者の審査を実施し、候補者の選定となります。

本日は、諮問予定でございました2件のうち、1件が急遽、次回以降に見送りとさせていただくことになりましたので、本日は1件の公募案件について、募集要項及び選定基準についてご審議をいただきたいと思います。

ここまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、直ちに議事に入らせていただきたいと思います。

最初の議題は委員長の互選についてでございます。委員長の選出につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。

いかがいたしましょうか。

◎委員 僭越ではございますけれども、お仕事柄、議事運営、会議の意見の取りまとめ等、たけておられると思いますので、**■**委員を委員長にご推薦申し上げます。よろしく願います。

◎梅原企画政策課長 ただいま、**■**委員を委員長に推薦する声がありました。**■**委員に委員長をお願いすることで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎梅原企画政策課長 それでは、ご異議がございませんので、**■**委員に委員長をお願いしたいと思います。それでは、**■**委員、委員長席にお移りください。

(委員長席へ移動)

◎梅原企画政策課長 それでは、委員長に選出されました**■**委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員長挨拶)

◎梅原企画政策課長 ありがとうございます。委員長が互選されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。よろしく願います。

◎委員長 それでは、議事進行、交代させていただきます。

まず初めに、副委員長の互選を行いたいと思います。3番目の部分になりますが、いかがでしょうか。

◎委員 僭越ではございますけれども、前期に引き続き2期目ということで、ぜひ**■**委員に副委員長をお願いしたいと思ひまして、ご推薦申し上げます。よろしく願います。

◎委員長 いかがでございましょうか。**■**委員という推薦がありました。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 よろしいでしょうか。では、**■**委員、お願いいたします。こちらにご移動ください。

(副委員長席へ移動)

◎委員長 それでは、4つ目の議題ですが、会議録作成についてということで、こちらは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

◎梅原企画政策課長 それでは、説明させていただきます。

会議録の作成につきましては、第6期と同様、原則として全文記録とさせていただきたいと思います。ただし、個々の委員の発言部分につきましては、氏名は記載せず、「委員長」「委

員」という記載とし、発言者が特定できない形とさせていただきます。なお、質疑内容のうち、業者の事業運営上・競争上の地位を害するおそれがあると判断される発言がある場合等につきましては、その部分は黒塗りにいたしまして、公開をさせていただきます。

◎委員長 ありがとうございます。今の事務局のご説明、何かご質問ございますでしょうか。どうぞ。

◎委員 会議録の校正はどのようにするのかということと、公表はどのようにするのかということについて、事務局のほうにお伺いしたいと思います。

◎委員長 会議録の校正と公表の仕方ということですね。事務局、よろしくをお願いします。

◎梅原企画政策課長 それでは、会議録の作成の流れからご説明させていただきます。

会議の内容につきましては、まず、中央に置かせていただいておりますICレコーダーで録音をさせていただきます。こちらについては速記業者に委託しまして、二、三週間後にまだ未定稿の段階で納品がございますので、こちらを事務局で確認した後に、委員の方にご自身の発言部分につきまして、内容の確認を依頼させていただきます。各委員からの会議録の修正を確認後に、成果物として完成いたしまして、成果物につきましては市のホームページに掲載しまして、公表させていただくという形になります。

◎委員長 ありがとうございます。作成の手續、今、説明はありました。テープ起こしをして、事務局が確認した上、発言者の方に確認をいただき、そして完成稿になったものを市のホームページに掲載するという形になります。よろしいでしょうか。

ほかにはご質問、いかがですか。もし、ご質問ないようでしたら、今のような手續を踏んで、市のホームページに掲載をするということ。そして会議録は、発言委員の名前は載せないで、「委員長」「委員」という形にして、それから業者以外に関係するものにつきましては、非公開情報を除きまして、原則的に全文記録したものを出すという形になります。

ご質問なければ、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、会議録につきましては、以上のような形にさせていただきますと思います。

続きまして、5番目の議題になりますが、市営自転車駐車場の開設及び廃止状況についてということで、こちらも事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日、配付をさせていただいております資料3をご覧くださいと思います。

市の自転車駐車場につきましては現在、公益社団法人小金井市シルバー人材センターを指定管理者として、全施設一括で管理されております。指定の開始日であります平成28年4月1日から、施設の廃止や増設等がありましても、新たに指定をし直すことはございませんが、施設の現状につきまして、本委員会へご報告させていただくため、資料を配付させていただいているものでございます。

◎委員長 資料3のところに詳細が書かれておりますが、基本的に平成28年4月1日から33年3月31日までの指定期間の間に変更があっても、審議はしない。報告であるという説明だと思っておりますが、これにつきましては何かご質問がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これ、場所につきましては、そこがございますように武蔵小金井駅と東小金井駅となります。

特にご質問がないようでしたら、以上の報告ということで、次の議題に移りたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、6番目になりますが、平成30年度の諮問第1号ということで、小金井市立清里山荘の指定管理者の公募についてということです。

こちらにつきましては本日、教育委員会から諮問書が提出されておりますので、そちらの説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎藤本生涯学習部長 生涯学習部長の藤本と申します。本来でございましたら、教育委員会を代表する教育長のほうから諮問させていただくところではございますが、本日、他の公務と重なっておりまして、私のほうで諮問書を代読させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いたします。

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 様

小金井市教育委員会教育長 大熊 雅士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問いたします。

記

1 平成30年度諮問第1号

小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について

(1) 指定管理者公募施設

名 称 小金井市立清里山荘

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地1

(2) 諮問に係る提出書類

ア 指定管理者募集要項

イ 仕様書

ウ 個別仕様書

エ 施設パンフレット等

オ 指定管理者選定基準

カ 条例、規則及び要綱

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

◎委員長 それでは、今、読み上げていただきましたが、諮問書をいただきました。「平成30年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について」ということです。

担当課のほうの出席の方がいらっしゃいますか。

◎梅原企画政策課長 では、事務局から紹介させていただきます。

本日の議題につきましては、生涯学習課の担当となります。

初めに、生涯学習部長の藤本でございます。

◎藤本生涯学習部長 藤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 次に、生涯学習課長の関でございます。

◎関生涯学習課長 関でございます。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 生涯学習課生涯学習係長の小堀でございます。

◎小堀生涯学習係長 小堀と申します。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 以上で、担当課職員の紹介を終わります。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、「平成30年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について」を議題としたいと思っております。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によれば、第4条第2項で「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、第16条に規定する小金井市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする」となっております。

今後、小金井市立清里山荘につきましては、前回同様、公募を行い、候補者を選定することになるわけです。公募に当たっての募集要項等の内容、それから選定に当たっての審査基準について、公募の前に本委員会に諮問されているというのが、今の諮問書であります。

したがって、これから、担当課の説明を受けながら、各委員の皆さんから質疑を受け付けて、審議をしてみたいと思っておりますので、まずは担当課のほうから、ご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎関生涯学習課長 それでは、生涯学習課長、関から、清里山荘の指定管理者の公募につきまして、小金井市立清里山荘募集要項に沿って、ご説明させていただきます。ここからは着座にて失礼させていただきます。

それでは、募集要項を1枚めくっていただきまして、2ページの公募の趣旨のところからご説明をさせていただきます。

公募の趣旨については、ここに書いてあるとおりでございます。小金井市立清里山荘では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と効率化を図るため、平成18年9月から指定管理者による管理業務を行ってまいりました。指定管理期間が平成31年3月31日に終了することになりましたので、今回は4度目の公募ということになります。

2番目に、下に施設の概要を表に示してございます。交通機関は、清里山荘の4つ折りのリーフレットに示してございますが、中央高速で行くか、もしくはJR中央本線小海線経由で清里駅、こちらで行くことになります。小金井からは大体2時間半から3時間を要するという立地条件でございます。

山梨県学校寮敷地を借地しまして、小金井市が平成3年に当時の文部省の補助交付金を受けまして、現在の鉄筋コンクリート造りの建物を建築しました。近隣には、調布市、日野市、府中市の各施設があります。

施設の主な特徴としましては、1階に体育館がございます。体育館は小体育館ということで、バレーボール、バスケットボール、卓球等ができる広さということになります。それから、2階に研修室が備えてございます。3階部分は塔屋に近いような3階なのでございますが、天体観測室を設けてございます。大型の反射望遠鏡、それから小型天体望遠鏡を備え、利用に供してございます。

施設全体の棟としましては、個人棟、団体棟と区分けしてございます。団体棟については、各機関の林間学校用、または個人利用も可能でございます。冬季は、この団体棟については閉鎖をしています。体育館と研修室を備えておりますので、クラブ活動の合宿、研修などの利用ができます。また、先ほどご説明した天体観測も、清里自体がかなり澄み切った環境にございますので、最適地で天体観測ができるということになります。

続きまして、指定管理者の指定期間です。平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間という提案でございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ、ご覧ください。

5の管理者は小金井市教育委員会。

6は、指定管理者の公募、選定方法、選定委員会の設置ということで、指定管理者の公募の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、小金井市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第16条に規定する指定管理者選定委員会による審査を実施し、指定管理者としての候補を選定となっております。

大まかなスケジュールは7番に示してございます。8月に現地説明会を実施し、その後、小金井市指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定していただくという段取りになります。

選定後、応募者の結果通知、12月に市議会での指定の議決をいただき、議決後、協定を締結し、4月より指定管理の業務を開始するという大まかなスケジュールになります。

8の公募の手続、公募の広報につきましては、8月1日号の市報、市のホームページに掲載し、広報することになります。

(2) 募集要項の関係書類については、原則としてホームページ上からダウンロードしていただくということにいたします。

(3) の現地説明会の開催につきましては、①、②に記載しているとおり、現地で説明会を

行う予定としてございます。

(5)の申請書の提出期間につきましては、30年9月5日から9月12日までと考えてございます。

4ページに移りまして、9の選定結果の通知につきましては、応募者に対して文書で通知いたします。

10番の協定の締結につきましては、市議会の議決によって決定した指定管理者と、協定を締結する予定でございます。協定書につきましては、後ほど10ページでご説明いたします。

大きなII番になります。指定管理者が行う業務の範囲については、1から7までございます。こちらは、これまでと変わってございません。

III番目、指定管理者による管理運営の条件等、業務内容ということで、(1)は施設の管理運営。(2)は施設、備品等の維持管理。(3)として、事業運営の特例条件を記載してございます。

続きまして、清里山荘の利用料金ということで、「利用者が清里山荘の施設を利用することに伴う利用料金のすべての収入は、指定管理者の収入とします」としてございます。これは、利用料金制を採用するという前提条件で、記載してございます。利用料金の上限は、条例で定められている利用料金が上限となりますので、その上限内の設定となります。

利用料金についての記載が8ページにありますので、8ページをご覧ください。

(10)に、利用料金の設定に関する考えを記載してございますが、利用料金制を採用する予定です。条例の利用料金を上限に、利用料金を設定いただくこととなります。利用料金設定の基本的な考えを示してくださいということで、ここで、指定管理者候補の側から提案を受けるという形になっております。

恐れ入ります。また、5ページに戻りいただけますでしょうか。教育委員会の負担する経費等ということで、3番に(1)から(6)まで記載してございます。主な内容は、50万円以上の修繕料については、教育委員会が負担するという。それから、10万円以上の備品については、教育委員会が負担します。

これ以外については、指定管理者のほうで経費の負担をお願いしますということで、4番に記載してございます。

5番で、備品の帰属ということで、10万円未満の備品を指定管理者側が買いかえた場合については、その買いかえた備品については、教育委員会に帰属しますということになります。

それから6番は、宿泊施設ということで、管理人2名を常駐させてくださいということで、その際には、管内の管理人室を利用してくださいという記載でございます。

7番については、指定期間満了の際の措置を記載してあります。

8番については、移管前に使用承認したものについては、移管後に引き継いだものについて、後の人が引き継いでいただきますという内容でございます。

次の6ページにお移りください。9番については、リスク分担について明示しております。

続きまして、同じページのⅣの応募の条件ということで、応募者については、法人その他の団体ということで、個人では応募できません。応募の制限を（１）から（７）まで、それぞれ欠格事項を記載してございます。

７ページにお移りください。３番の応募書類につきましては、（１）から（１０）までの提出書類をお願いしますという記載があります。

４番、応募に関する留意事項ということで、（１）から（８）まで書いてございます。これについては、留意事項ということですので、通常、ごく一般的な記載事項になってございます。

（８）については、関係書類の公開義務、それから会議録の公開をここで明示してあります。

続きまして、８ページ、５番の提案内容になります。「以下の内容を提案書の中で示してください」ということで、これは指定管理者側の提案を基本項目内容に沿って示すようにということになります。

（１）については、指定管理者としての運営方針。

それから（２）は、施設の利用に関する業務について。利用者の利便や収益性、稼働率を高めるためにどのように取り組むか等を示してもらいます。

（３）は、個人情報の保護及び情報公開についての記載です。

（４）の障がい者の雇用等、福祉的雇用についての現状や考え方を示してくださいということでございます。

（５）は、送迎や広報などの利用促進の具体的な考え方を示していただき、（６）の自主事業について事業内容及びその効果ということになります。自主事業につきましては、別添の指定管理業務仕様書、それから個別業務仕様書に詳細が記載されております。

こちらの指定管理業務仕様書、薄いほうの３ページになります。ここの２番、管理運営に関する業務というところの（１）青少年育成に関する業務ということで、①天体観測等の講座運営業務。②として、宿泊者向けのクラフト教室等の業務。③として、自然観察等の野外活動に関する業務。④その他教育上必要な業務ということで、①から③については、これらはやってくださいという私どもの意思表示です。

恐れ入ります。また８ページにお戻りいただきまして、（８）要望・苦情対応についてということで、アンケートなどによって、利用者の要望等を把握してくださいということで、これについては市側にフィードバックするということになります。

（９）については、業務の検証ということで、自己検証・評価・改善等について示していただきます。

それから（１０）利用料金の設定に関する考え方につきましては、先ほどお示ししました。利用料金につきましては、資料として、小金井市立清里山荘指定管理経費決算額という資料を用意いたしましたが、平成２９年度までの５か年分の決算を示してございます。

それから、食料というのがあるのですが、現在、利用者の方に選んでいただいております。指定管理業務の個別業務仕様書、少し厚いほうの資料をつけてございますが、個別業務仕様書、

厚いほうの資料になりますが、こちらの6ページの⑩食事料ということで、食事に関する規定を入れてございます。中身については、指定管理者側の申し出によって、教育委員会の承認を得て、メニューの変更等ができます。基本的には、現行の料金を継続していただきたいという考え方を持っております。

薄いほうの業務仕様書の2ページの(6)のところに、現行の食事料を示しております。

◎委員長 すみません。その厚いほうとか薄いほうとかいうのが、わかりにくいんですが。

◎関生涯学習課長 申し訳ございません。先ほどの現行食事料なんですけれども、すみません、仕様書ですね。

◎委員長 指定管理業務個別業務仕様書というやつですか。

◎関生涯学習課長 指定管理業務仕様書のほうですね。

◎梅原企画政策課長 見出しの上から2つ目になります。

◎委員長 これですね。よろしいですか、これだと思うんです。小金井市清里山荘指定管理業務という資料。

◎関生涯学習課長 すみません。食事料のところなんですけれども、指定管理業務仕様書の2ページのところに、食事料が記載しております。現行の食事料の表を示しております。朝食は均一ですが、夕食については、どちらかを選べますという料金設定をしております。

今回、消費税を8%で算出することになってございますので、消費税分値上げをするか、料金、内容については、提案によって変更が可能でございます。

それでは、申し訳ございません。また、募集要項の8ページにお戻りいただきまして、(11)施設の維持管理についてですが、ここでは、危険防止等考え方を示してくださいということになります。

(12)(13)は、ごみ減量・地球温暖化対策の取組についてということで、環境問題に対する考え方を示してくださいということでございます。

9ページをお開きください。V番の選定に関する事項。選定方法は、先ほど申し上げたとおり、公募型プロポーザル形式というやり方で行います。1次審査については書類審査。2次審査についてはプレゼンテーションを行い、結果通知を送付することになります。

評価項目について、2で記載しておりますが、これは後ほどの選定基準のほうで、ご説明させていただきます。

評価項目の内容で、下のほうの(4)効率的な運営と、次の10ページ、(5)安定的な施設運営の継続的提供ということになります。これについては、またご説明させていただくと思います。

協定に関する事項というものが、最後に掲載しております。(1)から(12)まで、これらについて協定を結ぶという予定をしております。

VII番の実績評価に関する事項ということで、事業報告書を事業終了後60日以内に提出していただくということになります。また途中、何か事故があった場合については、30日以内と

いう内容が記載してございます。

最後の次の11ページ、Ⅷについては、関係法令の遵守事項になります。

Ⅸ、その他については、事業の継続が困難になった場合の措置ということで、記載してございます。

最後にX、添付資料の一覧ということで、載せてございます。

以上が、募集のほうの関係でございます。

続きまして、選定基準のほうに移らせていただきます。

選定基準でございます。5項目ございまして、1につきましては、適正な管理運営の確保。2については、事業者の現状と実績です。3は、サービスの向上。4は、効率的な運営。5については、安全で安定的な施設運営の継続的提供ということで、大きく5項目に分けてございます。

市の考え方としまして特に重視したい点ということで、3のサービスの向上、2の事業者の現状と実績、5の安全で安定的な施設運営に力点を置きたいという提案内容でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。

募集要項、それから業務仕様書、そして選定基準について、ご説明をいただいたわけですが、現在の指定管理期間が平成31年3月31日に終了するので、新たに公募をしたいということで、31年4月1日から5年間ということになります。

それではまず、募集要項、それから業務仕様書につきまして、質疑応答を行いたいと思いますので、今のご説明につきまして、ご質問があれば、お願いいたします。

◎委員 募集要項、審査基準と直接関係があるかどうか、ちょっと不明なんですけれども、私たちの委員会が、指定管理者の候補者選定の一翼を担うということがございまして、添付資料の中に山荘の利用人数が載っております。25年度から29年度までです。それと同じく、差し替えがございましたけれども、25年度から29年度の決算額というのがございます。利用者については、QアンドAの中にあっただと思うんですけれども、小学校の林間学校の宿泊数が減ったことが、主な原因かと思えますけれども、平成26年度合計で8,446人の利用があったんですが、29年度は6,848人ということで、減少しております。当然、それに伴いまして、利用料・食事料収入が減っております。

現在の指定管理者については、26年4月からということで、その前の5年間の指定管理者とは変更して、担っております。今回の指定管理者の前期の利用者人数よりも、今回のほうが減っているということがございまして、当然、5年前の公募の段階で、事業計画書が出されて、その中で、稼働率を高める取組とか、利用者が減ってきたときに、その改善をどういうふうにするかというふうな方針が示された中で、この業者が選ばれていると思えますので、人数が減っているということについて、一定、教育委員会のほうの何か理由のようなものが考えられるのであれば、それを聞いておきたいと思えます。

それから、利用している方にアンケートのようなものをとっていると思いますので、利用者の声が、何か利用減になるような声が出ているのかどうかについても、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎委員長 ありがとうございます。利用者数が減っていると。それから決算も減収になっているということですね。そのあたりの理由を聞きたいというのが一つ。それから、利用者の声の中に、原因がわかるような記述があるのではないかとということですが、そのあたり、あれば聞きたいという2点になりますが、いかがでしょうか。

◎関生涯学習課長 それではまず1点目、減った理由というところで、資料を通してお示ししてあるとおり、確かに数は減ってきてございます。理由につきましては、確かにQアンドAで示したとおり、学校の宿泊日数が減ったというのは、大きな理由かなと思ってございます。それ以外の何か減った理由ということにつきましては、まだ教育委員会のほうとしても、原因というところは、まだ突き詰めていることではございません。

アンケートのお話がありました。アンケートとってございます。アンケートの中で、減ったような理由の記述のようなものがあるのかというご質問ございました。それで、29年度のアンケートをまとめさせていただきますと、宿泊全体の感想としまして、まず満足度、満足、やや満足、普通、やや不満足、不満足という5段階、聞いてございまして、満足が72.4%、やや満足が21%となっております。また利用回数については、3回以上の方が58.3%ということになってございます。

そういったことから、利用していただいた方からは一定の評価をいただいているというふうに事務局としては理解しているところでございます。行った方に関しては、本当に好評いただいているのかなというふうには思っております。

ただ、利用者が減ってきている。現状のままでは、利用者の増加が見込まれないということもありますので、今後の方策としましては、清里山荘をまだ利用していない方々に対しての新規開拓をする必要があると。一旦、来ていただいた方に関しては、今言った3回以上ということで、ちょっと手前みそ的な言い方かもしれませんが、また来ていただいているというところがあると思っています。やはり新規開拓というところで、さらなる利用者を増やすという方策を今後考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

◎委員長 宿泊者減の原因というのは、学校の利用が減ったと。宿泊数が減ったということだと思うけれども、十分な分析はできていないという答えだと思います。それから、利用者の満足度は高いということと、リピーターが多い。半分ぐらいはリピーターだということですね。それから利用者数を増やすために、新規の利用者の開拓をしていきたいと、こんなお答えですが。

◎委員 今回の指定管理者よりも前期の指定管理者のほうが、利用者が多かったものですから、その点で、我々委員会のほうで業者選定にかかわっていますので、何かそういった原因が、委

員会サイドではなくて、提案書だけ見たときに、そういうところがなかなか区別がつきにくいようなことがあるのかなということで、ご質問したんですけれども、なかなか原因はわからないということなので、今のところは聞いておきたいというふうに思います。

◎藤本生涯学習部長 やはり、先ほど課長が説明したように、平成28年度から、市内の小学校の林間学校が、平成16年ぐらいからだったかな、2泊3日を3泊4日に1泊増やしたという経過がございまして、宿泊学習を充実させていったという経過がございました。で、ある程度、一定の成果を上げたということで、28年度から、またその2泊に戻したというところが、大きな原因になっているのかなというのが、まず一つあります。

あと、清里という場所、行っていただいたらわかるんですけれども、かつてはかなりブームになったような場所がございました。ですけれども、最近の傾向としては、駅前のお土産屋さんも減ってきている。全体的に清里に行っている方々も減っているというようなところも、背景にはあるのではないのかなというふうに思います。

その中でも、指定管理者としては、市外の方なんかも含めて利用促進にかなりその辺は尽力していただいたというふうには聞いておりますけれども、主に減少というところは、学校に関することということと、あとは世間の状況というところで、清里に行く人数が全体的に減ってきたということも、原因があるのではないのかなと思っています。

◎委員長 ありがとうございます。学校が3泊していたのが2泊になった。それから清里自体が、利用者が減ったということが考えられるというご説明です。

◎委員 はい。分かりました。

◎委員長 ほかの方で、何かご質問があれば。どうぞ。

◎委員 食料について、お尋ねをします。先ほど、指定管理業務の仕様書の2ページ記載の食料についてなんですけれども、これは税込み表示にはなっているんですけど、630円、525円等々というものは、5%が想定されていると思うんです。8%になったのは、26年4月1日からだったと思うんです。今の業者さんは26年4月1日からこの5年間やってきたと思うんですけれども、8%の環境の中で、5%想定でやってきたのかなという推測をまずしています。

その3%がどこに行ったのかというのと、業者側の立場に立てば、非常に不合理なのではないかと思うのと、あと今後、10%が想定されているわけです。そのときに途中で改定があったとき、ここの文章によると、指定管理者の申請により変更することができるという規定にはなっていますが、申請がなければ、そのままということで、よろしいのでしょうか。

◎委員長 そのあたりの説明があれば、お願いしたいと思いますが。

◎委員 申請のときは多分、申請時の現行法5%だったんで、申請書類は5%でやったんだろうと思うんです。昔は消費税って、総額表示が規定されていましたが、変わって税抜き表示が認められるようになったので、例えば業者さんの立場に立てば、税抜き表示にする方が。総額表示の方式でいうと、5%相当とか。そこがそもそも解釈がおかしいところであるとは思

うんですけど。今後、10%が想定される中で、現行法の8%で申請書を書かれたら、ちょっとかわいそうなのかなと思ったんですけれども、そのような対応策は何かお考えなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと。

◎委員 すみません。それでちょっと確認なんですけれども、QアンドAの中で、その他、一番最後のところで、募集要項6ページ、リスク分担の表中に、消費税率の変更が市の負担になっていますがということに対しては、アンサーとして、上がった場合については、市が指定管理料としてお支払いする金額について、その増額分を上乗せするというふうに書いてあるんです。募集要項の6ページでも、税制度の変更ということで、消費税の変更は市が負担ということは結局、この指定管理料に反映されていくということになるのでしょうか。

◎委員長 確認したいと思うんですが、何ページになりますか。

◎委員 QアンドAです。添付資料の後ろに、施設図面の次からがQアンドAでして、それが3ページ目の一番最後です。項番5のQ1です。

◎委員長 説明があれば、お伺いしたいと思うんですが。

◎関生涯学習課長 すみません。お時間いただければと思いますが。

◎委員 答弁を保留している間ですけれども。先ほど■■■■委員がおっしゃられたように5%が表示されているとすると、この募集要項をそのまま配ってしまうと、ちょっとやっぱり不都合が出るかと思います。既に5%ですから。すると、これは直してもいいのかなとも思うんですけど。ただ、現行が、パンフレットも630円になっていますし、その金額で書かれているので、これはちょっとどうなんでしょうかと。

◎委員長 ■■■■委員のほうからも、変更したほうがいいんじゃないかという積極的な提案なんですが、いかがでしょうか。パンフレットも参考にございますか。

◎委員 これ、刷り直す前提で別刷りにしたのかなと思っていたんですけど。資料を拝見して、直ってないなと思ったんで。

◎委員長 こちらはかえなくても、これだけかえれば。

◎委員 そう。

◎委員長 提案なんです。

◎小堀生涯学習係長 こちら、今、パンフレットに挟まっている食事料金、同じ金額になっておりますが、現況、こちらの金額で料金はいただいております。

提案の時期等もあったかもしれないんですけれども、金額、食事料金については、条例規則等で記載しているものではございませんので、もし例えばそういう状況があった中で、指定管理者のほうから、この金額で材料費等の問題も含めて、難しいということであれば、お話しって、協議する場はあったのではないかと思われるんですけれども、実際には、こちらの金額で5年間続いております。

◎委員長 ■■■■委員、お願いします。

◎委員 消費税は間接税ですので、ここのQAの表記については、誤解を与えない表現にして

はどうかと思うのですが。

◎委員長 いかがなんでしょうか。

◎関生涯学習課長 今までは、こういった表記で、条例に定められていない金額でしたので、業者さんの提案の中でやってきました。QアンドAでは今、こういった書き方させていただきましたけれども、今後、また10%上がるということを踏まえ、法律との整合性も図り、考えていきたいなと思います。

◎委員長 という答えですが、10%を踏まえて、QアンドAのところの書き方を再検討したいという答えですが、よろしいでしょうか、それで。

◎委員 はい。

◎委員長 ありがとうございます。じゃ、そのようにご検討いただきたいと思います。募集要項、業務仕様書の内容につきましては、ほかにはいかがでしょうか。

◎委員 募集要項の7ページに、応募の書類が書いてあります。それで、9番のところに、管理運営業務に従事させる者の職種、人数ということで、職員配置について、文書を出していただくようになります。

それから10番目で、事業計画書の収支の予算書を5年分、出していただくようになります。人件費に関わる部分ですので、現在の指定管理者の職員の配置については、公表したほうが、具体的に応募しようとしたときに、各業者で職員について検討とか提案が十分できるんじゃないかと思うんです。施設の規模とか宿泊の数とかを想定して、職員の数を決めてくるというのは、各者のノウハウだということであれば、今までどおりということだとは思いますが。私としては、現在の職員数はこれですよ。そこから出てくる人件費については、載っている数字ですよというふうなことで、新たに提案しやすくするという意味で、公表したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員長 ありがとうございます。現状モデルケースの一つとして、公開したらどうかということですが。

◎藤本生涯学習部長 指定管理も委託も考え方は同じなんですけれども、あくまで、その業務をやっていただくということで、市のほうで、その人数というものは、基本的には指定できないというところがございます。ただし、必要最低限、どういう資格のどういう人たちを配置してくれということでは可能ですので、その辺のところの最低基準としては、こういう資格を持った人を配置してくれということではできるんですけれども、あくまでも宿泊事業、あと食事も含めて、支障がないような配置体制をとってくれというところが、一般的なのかなと。それ以外だと、労働者派遣法等において、人数を指定しているというようなやり方に見られてしまうと、法律違反になってしまうのかなというところもありますので。

ただ、何らか参考みたいなものは添付できるのか、できないのかというところは、ちょっと検討はしてみたいというふうには考えます。

◎委員長 参考に、公開できるかどうかというのは検討してみたいというお答えですか。

◎藤本生涯学習部長 モデルケースみたいな形であれば出せるかもしれないですけども、ここに何人配置しろみたいな指定なことは、市のほうから委託というところでは、できないのかなというふうに考えます。

◎委員長 強制したものとしては出せないけれど、モデルケースとして出せるかどうかということを検討してみたいという回答ですが。

◎委員 わかりました。

◎委員長 よろしゅうございますか。はい。では、そこもよろしくお願いします。

◎委員 委員長、もう一点、よろしいでしょうか。

◎委員長 はい。

◎委員 そのものの考え方なんですけれども、最終的には、指定管理者が決まって協定を結んで、管理委託料についてはお支払いするようになっていっていると思うんです。年度ごとに、指定管理料については協定書を結んで、お支払いをしていたというふうに思うんです。もともと提案されてくる管理委託料の数字をほぼそのまま使って、協定書の個別の管理委託料として予算措置もして、協定を結んでいたような気がするんです。その記憶が合っているとすれば、業者さんから出てくる収支の5年間の予定表の中の管理委託料という収入の部分の数字が、そのまま市の予算に使われているような気がするんですが、そこが、記憶が合っているのかどうか。もし、それが正しいとすれば当然、この委員会の中でも、かなり慎重にそういうものを分析しないと、市の予算に影響するようなことがあるので、ちょっと確認をしておきたいと思うんですが、いかがでしたでしょうか。

◎委員長 まず、じゃ現状のご説明をお願いしたいんですが。

◎関生涯学習課長 予算につきましては、提案いただいた数字を予算額という形でしていただと思いますが、ちょっと確認させていただきたいと思います。

◎委員長 提案いただいたものをどこかで分析をしないで、ある意味では、それをそのまま予算化するということだったような気がするというご質問だと思うんですが。

◎委員 ですから結局、委員会の中の、後ほど出てくると思うんですけども、選定基準の中の4番の収支の見込みとか、仮に予算の関係で点数が優れていなくても、合計の点数で選ばれた業者さんがいたとしたときに、その指定管理委託料で見積もられた数字が、そのまま使われるとすると、何かそごが出てきそうな気がするものですから。

◎委員長 今までどんなやり方をやっていたのかという、まず確認が必要だと思うんですが。

◎小堀生涯学習係長 おっしゃられているように、提案をいただいた収支予算書をもとに、予算のほうを組んでいたかと思います。

◎委員長 そうすると、■■■■委員がご記憶のとおりやり方をやっていたということになりますね。

◎委員 そうしますと、個別の業務仕様書の6番のところに、次の管理運営経費負担については、指定管理費に含むものとするということで、人件費を含めまして、次のページまでずっと

書かれております。この部分については、指定管理料として、業者さんの収入になります。それから利用料と食事料の収入で、収入が構成されて、それと対比する形で、支出の計画書が出てくるということで、私の考え方としては、指定管理料という大きくくりではなくて、もう少し細かくした分析をしていただいて、業者さんに予算書、計画書を出していただけたらと思うのですが、どうなんでしょうかね。

◎委員長 もう少し小さなくりにして、もう少し小分けして申請してほしいということだと思うのですが、そういう費目だといいですか、それは可能なのでしょうか。

◎関生涯学習課長 いわゆる区分をもう少し細かくして提案するという話だと思います。そのことにつきましては、ちょっと検討させていただければなとは思っております。

◎委員 今、そういうことなんですけれども、結局、公募する中で、事業計画書の様式とか予算書の様式とか内訳表の様式とか全部載っていますので、8月1日の広報ですから、あまり時間がないとは思いますが、大至急改善できればとは思いますが、最終的に、私どもが判断するときには、基準表の4番のところしか関わってこないで、そこまで心配しなくてもいいのかもしれないんですけど。

◎委員長 今日が25日で、8月1日ですから、もう日にちが迫っていますので、できる限りの検討をしていただいて、もし、もう少し詳細にわたるような申請書がつくれるのであれば、検討いただく。無理なようであれば、それは現状でやるということになろうと思いますが、そのあたりは、ご検討いただくということで、お願いいたします。

◎委員 はい。

◎委員長 ありがとうございます。それではほかには。募集要項、業務仕様書から始まったんですが、選定基準にまで今、踏み込んでおりますので、3点を含めて、ご質問があれば。

◎委員 今の関連で、お願いに近いんですけど、今日お配りいただいた差し替えの決算書について、支出のほうの5番のその他の内訳というのは、わからないということなんでしょうか。これを伺う理由が、この5年間で初の赤字がこの平成29年度ですけど、支出のその他が、売上げが減少しているにもかかわらず、増えているんですよ。平成29年度で606万7,988円と。例年7.5%が、平成26年、9%ぐらいですけども、8%前後で推移していて、去年度だけ10%を超えているんですね。

例年どおりの8%ぐらいで推移すると、赤字ではなかったと思うんです。何で売上げが減っているのに、事業費も減っているのに、その他の経費だけ増えているのかなと思ったんですけど、この内訳はわかったりするんですか。

◎委員長 どうですか。わかりますか。

◎関生涯学習課長 内訳はわかります。

◎委員 そうですね。先ほど売上げの減少要因については、いくつか話が出ていたかと思うんですけども、経費の増加要因について、どうお考えなのかということと、その対策も必要なのかなとちょっと思ったからということになります。

◎委員長 そうでしたら、その他の内訳を幾つか例示いただけますか。

◎関生涯学習課長 項目としましては、その他、テレビ受信料。寝具類の借り上げ料。清掃用具借り上げ料。電子複写機借り上げ料。各種負担金。広告宣伝料。あと健康診断費。被服衛生費。各種保険料。電話の賃貸料。最後に本社の管理経費というものが入ってございます。今、申し上げたのが、その他の内訳でございます。

◎委員長 本社の管理経費を除いて、あまり大幅に増えそうなものはなさそうですが。

◎委員 あと寝具とかそういうものは、客数が増えれば増えそうな気がしますけど、逆に客数減っているの。経営努力をしてくださいますかみたいな話なんですけど。

◎委員長 今のお話を聞く限り、そういう経営努力をしてくださいますかということをお願いすることになりそうですね。

◎委員 推測すると、広告宣伝費なのかなという感じはしますね。

◎委員長 どれが増えているかというのは、まだわかりませんか。

◎関生涯学習課長 ごめんなさい。経費の増加の要因というご質問については今はお答えできません。

◎委員長 ということになりますと、経費の削減に努力していただくということを条件にして、また選定をするということになるかと思えます。

◎委員 はい。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 指定管理料なんですけれども、これは公募プロポーザルでやるときに、入札のような、この金額にするといった手続というのはあるんですか。大体4,000万円で推移しているんですけども、ほかの業者を選ぶときに、そこら辺は考慮されるのでしょうか。

◎委員長 4,000万円前後ということで、入札のようなものがあるのかというご質問ですが。

◎関生涯学習課長 公募型、いわゆる提案型という形になりますので、内容も加味した中で、総合的に業者を選定するという形になります。

◎委員 金額だけではなく判断するということですか。

◎関生涯学習課長 そうです。

◎委員 大体4,000万円ぐらいというのは、市からの委託料が4,000万円ということですね。

◎関生涯学習課長 はい。現在は4,000万円。

◎委員 それが基準金額というわけではないということですか。

◎委員 それが、先ほど私が質問した、もともとのここに出された事業計画書の提案の金額ですかという質問で、それを使っているということなので、提案された金額がそのまま5年分の、よほど何かなければ、そのままそれが使われてしまうということですよ。

◎委員 そうすると、納税者の側からすると、安くやってほしいというのがありますよね。税金払っているほうからすると、そういう意見があると思うので、そこで、業者の立場に立つと、

高い金額でやりたいというのがあると思うんですけれども、納税者の立場からすると、できるだけ安く安くはあると思うので、そこら辺の透明性というんですか。そこら辺がちょっといまいち、わかりづらやかなというところは、あると思うんですよ。

◎委員長 そうですね。選定基準もさることながら、選定の透明性という。

◎委員 指定管理者でやっているということで、透明性はあるとは思いますが、金額的なところが、市民からすると、不透明に見えるんじゃないかな。密室ですから、この中は。そこら辺、特に意見というわけじゃないんですけど。そこら辺がちょっと、要項を見ても、よくわからない。外部からすると、ちょっとどうなのかなというような気がします。

◎関生涯学習課長 5年間の収支の内訳ということで出させていただいて、その中で支出合計を出させていただいて、選定基準の中でも、効率的な運営というところで、採点項目があります。そういった意味では、金額に見合った内容なのかということで、安かろう悪かろうという形にならないかと思うんですけれども、安ければいいのかという問題でもないし、要するにその金額に見合った総合的な内容、企画をいただけるかということで、総合的なところで判断する形になるかと思います。

◎委員長 本当は安くて、よければ、一番ですよ。

◎委員 業者としては、収入の中で指定管理料は一定だけでも、施設利用料とか食事、その他というのは、うまくやれば増やせるわけですよ。そこで努力して、収入は増やせるので。支出の削減というのもあるんですけれども、収入をいかに増やすかというところで、そういう提案とかが、いかに利用者を増やして、食事料とか施設利用料を増やせば、指定管理業者もうまくいけると思うので、そこら辺の提案とかというの、ちょっと見たいという意見です。

◎委員長 というお願いということになります。それもご検討いただくということで、お願いします。

◎委員長 随分いろいろ質疑がございましたけれども、ほかにはいかがでしょうか。

◎委員 細かいんですが、募集要項の8ページの一番上のところなんです。提案内容というところで、「以下の内容を提案書の中に示してください。（様式は任意・A4縦）」と書いてあります。様式については、後ろのほうにひな形があります。それで、業者さんによっては、この部分をかなり書き込んで、ページがどんどん増えてしまうというふうなこともあって、ある募集によっては、A4何枚までとかそういう制限をして募集しているようなこともあるとは思いますが、今回、私どもとして、枚数を例えば最高10枚までとかそういうふうにしなくても、よろしいでしょうか。過去にそんないっぱい出てきた例があったかどうか、あれですけれども。このままでよければ、このままでいいと思います。

◎委員長 枚数制限、字数制限、したほうがいいんじゃないかという■■■■委員のご提案ですが、そのあたり、いかがでしょうか。

◎関生涯学習課長 充実した提案をいただきたいということがありまして、特に制限というのは、設けてはいないんですけれども、確かに程度という問題もあるのかなとは思いますが、今、

委員からいただいた趣旨を踏まえた中で、このままでいくのか、ちょっと検討してまいりたいと思います。

◎委員長 そうですね。できれば制限があったほうが、よさそうな気がしますね。過去の実績がどうなのかということもありますが、できれば少し字数制限、枚数制限する方向で、少しご検討いただければと思います。ということで、よろしゅうございますか。

◎関生涯学習課長 はい。

◎委員 選定基準のほうとの絡みもあるんですけども、選定基準表の選定基準というふうに書かれている部分は、募集要項の9ページの評価項目に書かれている文言と当然、一致しております。選定基準の中の2番の事業者の現状と実績という中の5番と6番なんですけれども、「施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること」という部分と、「類似事業での企画・実施の経験が豊富であること」という部分が、評価をするようになっておりまして、これについては、提出する書類の中では7ページの上のほうの(5)の④のところで、指定管理者業務の実績等という形で出していただくようになっておりまして、これについて、様式を作って一覧表にして、施設の名称とか場所とか指定管理の期間とか、仮に業務委託であれば、業務期間とか、あとは利用者の人数とか一覧表にさせていただいたほうが、我々も見るときに比べやすいというふうな気がするんですが、比較検討するために様式化したらどうかということをご提案したいんですが、いかがでしょうか。

◎委員長 比較検討しやすいように様式化したらどうかというご提案なんですが。

◎関生涯学習課長 今、ご指摘踏まえまして、様式化という方向で対応してまいりたいと思います。

◎委員長 お願いします。よろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。選定基準まで含めてご議論いただいておりますが。

もし、ほかにございませぬようでしたら、質疑を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。まだご質問あれば、出させていただきたいと思います。

もし、ないようでしたら、次回の日程調整がございますので、一旦、休憩ということで、よろしいですか。このまま続けますか。

◎梅原企画政策課長 では、日程調整の前に1次審査、2次審査のあたりを説明させていただきまして、その後、日程調整に入らせていただきたいと思います。

1次審査につきましては、先ほどご議論いただいております選定基準に基づきまして、書類選考を行ってまいります。応募状況にもよりますが、総合的に合計点数の上位から3者までに絞り込みたいと思っております。

その後、2次審査については、1次審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑の審査を行いまして、1次のときと同じ選定基準で採点をし、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと思っております。

2次審査の時間といたしましては、1者当たりプレゼンテーション15分、質疑20分、審査10分の合計45分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。ご協議のほど、お願いいたします。

なお、2次審査におきましては、従来どおりパワーポイント等のパソコンの使用、要約版等の追加資料の配付は認めないこととしたいと思っております。あわせまして、ご協議のほど、お願いいたします。

◎委員長 1次審査は、書類で3者に絞ると。それから2次審査はプレゼン等を行って、合計で45分で行うという説明です。追加資料は認めないというご提案です。いかがでしょうか。

◎委員 1次審査に当たりまして、何者出てくるかにもよるんですけども、審査基準ごとの各者の提案内容を要約したようなものを一覧表にさせていただいて、委員のほうに配っていただくと、大変助かるんですけど、いかがでしょうか。

◎委員長 そういうサマリーを作っていただくことはできるんでしょうかというご質問です。

◎関生涯学習課長 そのような形で対応してまいりたいと思います。

◎委員長 じゃ、それをよろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

◎委員 参考までなんですけれども、前回の公募のときには、何者ぐらいの応募がありましたでしょうか。

◎委員長 前回の実績を教えてください。

◎小堀生涯学習係長 前は、応募が4者でした。

◎委員長 そうすると、そこから3者に絞ったということですね。4者のうちの3者に絞ったと。

◎小堀生涯学習係長 さようでございます。

◎委員長 ほかに、いかがですか。

それでは、1次審査、2次審査につきましては、先ほどの原案のとおりでよろしいということになりますでしょうか。ご異議なければ、そのようにさせていただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。じゃ、そのサマリーのようなものを作っていただくということで、お願いいたします。それでは、日程調整、進めますか。

◎梅原企画政策課長 それでは一旦休憩させていただきまして、日程調整させていただきたいと思っております。

◎委員長 よろしくお願いいたします。それでは、しばらく休憩といたします。

(休憩)

◎委員長 それでは、再開をしたいと思います。

6番目の「平成30年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について」につきまして、いろいろご審議をいただきまして、またご意見をたくさんいただきました。いただいたご意見につきましては、委員長と事務局のほうにご一任いただきまして、その意見を

付記した形で答申するというにしたいと考えておりますが、それで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。では、そのように入れさせていただきますと思います。

最後の日程の件なんです、今、事務局のほうに伺いましたら、この場でなかなか調整がつかないということですので、時間をかけて調整をした上、後日、またご連絡差し上げるという形にいたしたいと思います。

これもよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 じゃ、そのような形にさせていただくということで、本日は、以上で閉会にいたしたいと思います。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

(午後 3 時 4 0 分閉会)